

配布を以て解禁

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社森崎（所在地 富山県富山市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年10月8日

国土交通省  
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 池田 潤  
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 深澤 順麿  
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

### 指名停止措置の概要

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住所               |
|-----------|------------------|
| 株式会社森崎    | 富山県富山市向新庄町3-7-22 |

2. 指名停止措置期間： 令和3年10月8日～令和4年1月7日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

#### 4. 事実概要

上記有資格業者の取締役は、富山県中新川郡舟橋村が発注した「村道海老江中央線道路改良工事」及び「舟橋村小学校プール前広場整備工事」の入札に関し、同村職員が漏洩した入札情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年8月18日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

#### 5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

#### 参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

| 措置要件                                                                                                                                             | 期間            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| （公契約関係競売等妨害又は談合）<br>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員                                                                                                                      | 2ヵ月以上12ヵ月以内   |
| ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員                                                                                                                      | 1ヵ月以上12ヵ月以内   |